

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(公共建築住宅課)

ページ  
—

## 規則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二章第一条の前に次の一条を加える。

(入居者の資格)

第一条の二 条例第四条に規定する規則で定める者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第一条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する



第二十六号様式中

(該当事項に 印を記入)					を			(該当事項に 印を				
老	特	障	老	年	回	基	特	障	老	記	特	障
扶	扶	害	婦		除	礎	扶	害	扶	扶	害	障
					養	控	老		老			
					除	除	扶		配			

に改める。

記入)	
身	

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条、第十九条第一項、第十一号様式及び第二十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成十八年四月一日前に五十歳以上であつた者の公営住宅の入居者資格については、この規則による改正後の岐阜県営住宅条例施行規則第一条の二第一号中、「六十歳」があるのは、「五十歳」に改める。

